竹原市事業者向けメールマガジン利用規約

(趣旨)

- 第1条 本規約は、竹原市が事業者向けに電子メールで情報配信を行う竹原市 事業者向けメールマガジン(以下「本サービス」という。)の利用について、 必要な事項を定めるものとします。本サービスの利用の申し込みをした事業 者(以下「利用者」という。)は、本規約に同意したものとみなします。 (利用料)
- 第2条 本サービスは、無料で利用できるものとします。ただし、本サービスの 受信または利用の申し込み若しくは停止の手続に要する通信料及び本サービ スを利用するために必要な設備、費用等は、利用者の負担とします。

(申し込み手続き等)

- 第3条 本サービスの利用を申込む場合は、電子メール若しくは竹原市ホームページ内登録フォームから必要事項を入力した上で手続きを行うものとします。
- 2 本サービスの利用を停止する場合は、竹原市産業振興課までメール等により連絡をするものとします。
- 3 前2項の手続を行った時間帯によっては、配信開始または配信停止に時間 を要する場合があります。

(個人情報)

第4条 利用の申し込みの際に登録された情報は、竹原市個人情報保護条例の 規定に基づき適切に管理するものとし、本サービス以外の目的のために利用 し、または承認なく第三者に提供することはありません。ただし、本サービス 内容の向上のための調査等の協力依頼または登録された情報を統計的な資料 として利用する場合があります。

(本サービスの停止または終了)

- 第5条 次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスを停止し、または 終了することがあります。
 - (1) 本サービスに関連する機器のメンテナンスを行う必要が生じた場合
 - (2) 本サービスに関連する機器が故障した場合
 - (3) 天災、人災等の被害を受け、本サービスの運用の継続が困難となった場合
 - (4) 前3号に掲げるもののほか,本サービスを停止し,または終了するための 合理的な事由が生じた場合

(免責事項)

第6条 竹原市は、次の各号に掲げる事項について賠償責任を負わないこととします。

- (1) 配信したメールの遅延または未着
- (2) 提供情報の利用を原因とする第三者の損害
- (3) 利用者の機器またはソフトウェア等への影響
- (4) 前条の規定による本サービスの停止または終了に関する責任
- 2 メールの再送信及び利用者の本サービス受信の障害に関する原因の調査は, 原則として行いません。

(著作権)

- 第7条 本サービスで配信されるメールの著作権は、竹原市に帰属します。 (禁止事項)
- 第8条 本サービスから配信されるメールに返信することはできません。
- 2 利用者が次の各号に掲げる行為をすることを禁止します。
 - (1) 著作権法で定める利用者個人の私的利用の範囲を超えて、内容の全部または一部を無断で引用、転載、複製、改変、頒布または出版をすること
 - (2) 本サービスの運営を妨害する行為またはその信用を棄損する行為
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、竹原市が不適当と認める行為 (本サービスの登録抹消等)
- 第9条 竹原市は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事前に通知 することなく、登録の抹消その他の必要な措置をとることができるものとし ます。
 - (1) 利用者がこの規約に違反した場合
 - (2) 利用者が前条第2項各号のいずれかに該当する行為をしたと疑うに足りる相当な理由がある場合

(損害賠償)

第10条 利用者は、本規約に違反する行為によって竹原市または第三者に損害を与えた場合にはその損害を賠償するものとします。

(本規約の変更)

- 第11条 本規約の内容は、必要に応じて変更することがあります。
- 2 竹原市は、本規約を変更するときは、その旨を合理的な方法で利用者に通知 するものとします。ただし、変更の内容が軽易なものと認めるときは、通知を 省略することができるものとします。

附則

この規約は、令和5年3月27日から施行する。